

平成21年分の年末調整について

平成 21 年 12 月 日()まで に次の必要書類の提出をお願いいたします。

(1) 提出書類

「平成21年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書」……全従業員の方

・添付書類: 生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書

「平成22年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」……全従業員の方

「給与所得者の住宅取得控除申告書」……該当する従業員の方のみ

・添付書類: 借入金の年末残高証明書

国民年金の方は「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が必要です。

(2) 中途就職者の方

本年1月2日以降採用となった従業員の方は、前勤務先より「源泉徴収票」を取り寄せて提出して下さい。

未提出の場合、年末調整をすることは出来ません。

(3) 住宅取得特別控除について

住宅取得特別控除を受ける最初の年分は、確定申告(平成22年2月16日～3月15日)になります。

(4) その他

控除対象配偶者・扶養親族の合計所得金額の見積額あるいは配偶者特別控除額算定における配偶者の合計所得金額の見積額に大幅な誤りがあると、控除の是正を受ける場合がありますのでご注意下さい。